

一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会（略称 ナノテク協議会：以下「本法人」）

（英文名 Nanotechnology Business Creation Initiative。略称「NBCI」）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本法人は、ナノテクノロジーに関する技術シーズと市場におけるニーズのマッチングを促進することにより、新たな産業の創生を図り、もって我が国のナノテクノロジーの発展に寄与するとともに、豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

(事業の内容)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ナノテクノロジーの実用化に向けたビジネスマッチングの場の提供と支援。
- (2) ナノテクノロジーの実用化に向けた情報の収集と提供。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、本法人の電子公告とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 基金は、定時正会員総会（以下正会員総会を「総会」と略す）で別途決議した場合を除き、本法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金は、総会において法令の定めに従い返還すべき基金の総額について決議を経た後、当該総会の日から6ヶ月以内の日に返還する。

第2章 会員（中間法人法の社員を正会員と読み替えるものとする）

（区分）

第8条 本法人は、正会員、賛助会員及び特別会員で構成され、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本法人の目的に賛同して入会する日本法人とし、以下に示す幹部会員と一般会員からなる。

(1) 幹部会員 正会員のうち本法人の理事及び監事となることができる会員で、理事会及び第46条第1項の委員会等の活動を行う会員。

(2) 一般会員 正会員のうち幹部会員以外の会員で、第46条第1項の委員会等の活動を行う会員。

3 賛助会員は、前項に該当しない者で、本法人の目的に賛同し、本法人の事業に協力しようとする法人、団体及び個人とし、関連情報の利用等が可能な会員。

4 特別会員は、研究開発機関及び学識経験者等のうち、理事会が認めた法人、団体及び個人とし、会長の要請により、総会又は第46条の委員会にオブザーバーとして参加することができる会員。

（入会及び区分変更）

第9条 本法人に入会を希望するものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本法人に対してその権利を施行する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合に、速やかに本法人に届けなければならない。

4 会員区分の変更は、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第10条 会費は、総会の議決により定め、別に定めるところにより会員は、会費を納入しなければならない。

（退会）

第11条 会員が本法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の議決権総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本法人の定款に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 12 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役員及び顧問（法の代表理事を会長と読み替えるものとする）

(種別及び定数)

第 14 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 100 人以内。

(2) 監事 2 人以上 3 人以内。

2 理事のうち、1 人を会長、2 人以上 10 人以内を副会長とする。

(選任)

第 15 条 理事及び監事は、総会において、幹部会員から選任する。ただし、総会において特に必要があると認められる場合には、理事にあつては若干名、監事にあつては 1 名を限度として、幹部会員以外のものを理事又は監事に選任することを妨げない。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、会長が副会長に諮り、これを行うことができる。この場合においては、当該選任後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長、副会長は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある旨の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、業務の執行等を決定する。

- 2 会長は、本法人を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会において予め定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 理事会は、別に定めるところにより、第46条第3項で定める企画運営推進会議に、業務の執行等の決定を委任することができる。
- 5 監事は、法第99条に準ずる職務を行う。

(任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長及び監事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の議決権総数の3分の2以上を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員に予め通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、学識経験者については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(アドバイザーボード)

第20条 本法人に、アドバイザーボードを置くことができる。

- 2 アドバイザーボードは、学識経験者又は専門知識を有する者のうち、総会の議決により、会長が委嘱する15名以内のアドバイザーで構成される。
- 3 アドバイザーボードは、本法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を具申することができる。
- 4 第19条第1項の規定は、アドバイザーについても準用する。この場合において、第19条第1項中、「役員」とあるのは「アドバイザー」と読み替えるものとする。

第4章 会議

(種別)

- 第21条 本法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 前項の総会をもって法上の社員総会とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなくてはならない。

(権能)

- 第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要事項を議決する。
- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。
- 3 理事会は、企画運営推進会議に、本条第2項に定める権能の一部を委譲することができる。ただし、委譲する内容は予め、理事会の承認を必要とする。

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の議決権総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。又、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

- 第25条 総会及び理事会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、開会の日の14日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4 前条第2項の第2号の規定若しくは第3号又は第3項第2号若しくは第3号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会及び理事会の議長は、会長又は会長が指名する副会長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会及び理事会は、構成員の議決権総数の過半数に相当する出席をもって成立する。

(議決権)

第28条 総会における正会員の議決権は、以下の通りとする。

- (1) 幹部会員の議決権は5個とする。
- (2) 一般会員の議決権は1個とする。

(議決)

第29条 総会及び理事会の議事は、本定款で別に定める場合を除き、出席構成員の議決権総数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第25条第2項の規定により予め通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の議決権総数3分の2以上の同意が有った場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する会員は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この議決権行使は、電磁的方法によることを妨げない。

2 前項の代理人は、総会前に出席登録することをもって代理人とみなす。

3 第1項の規定により議決権を行使する会員は、第28条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 32 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び理事会にあつては、理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 33 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本法人設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第 34 条 本法人の資産は、会長が管理し、その管理運用の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 35 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 36 条 本法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本法人の活動計画及び収支予算書は、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合には、理事会あるいは理事会の業務の一部を委譲する企画運営推進会議の議決によることを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、理事会あるいは企画運営推進会議で議決した事項について、当該事業年度の開始の日から 90 日以内に総会の議決を得るものとし、当該総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第 1 項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、総会の定めるところによりこれを行わなければならない。ただし軽微な変更は、この限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第 38 条

本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 収支計算書

2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第 39 条 本法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 40 条 本法人の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第 41 条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が一年以内のものを除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 本定款は、総会において正会員の議決権総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本法人は、「法」第81条第1項の規定に基づき解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、総会において正会員の議決権総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第2項の議決により解散したときは、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本法人が解散の際に有する残余財産は、社員総会の議決により本法人と類似の目的を有する他の法人又は団体又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第45条 本法人は、その主たる事務所に、財産目録及び会員名簿のほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名等を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会等)

第46条 本法人は、活動の円滑な遂行を図るため、企画運営推進会議及びその他の委員会等を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議し、若しくは理事会から委任された業務の執行等の決定を行うものとする。

3 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 47 条 本法人は、活動の円滑な遂行を図るため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局は、総会、理事会あるいは企画運営推進会議の委託により、業務を執行することができる。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(実施細則)

第 48 条 本定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

本定款は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

改定履歴 平成 22 年 11 月 18 日

平成 28 年 11 月 29 日

平成 30 年 11 月 27 日

令和 2 年(2020 年)11 月 26 日

令和 3 年(2021 年)11 月 17 日

以上